

水道料金等のお支払は、便利な口座振替で



水道料金等の支払い方法は、口座振替又は納付書(ハガキ)での支払がありますが、上下水道局ではお客様の利便性を高め、また納め忘れを防ぐため口座振替をお勧めしています。

一度お手続きをすれば自動的に口座から引き落とされるので、納付書を探したり、金融機関等に出向いたりといった手間が省けて便利です。**お近くの金融機関の窓口で、直接お申し込みができます。**

※振替口座を変更する場合は、新しい振替先の口座の金融機関でのお手続きが必要となります。

口座振替の手続に必要なもの

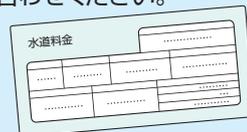
- ①ご希望の口座の預金通帳
(今までの口座から変更したい場合は、新しい通帳)



- ②①の通帳届出印鑑(銀行印)



- ③水道番号がわかる書類(検針票や今までの納付書など)
※水道番号がご不明な場合は、お客様センターへお問い合わせください。



上記3つを金融機関の窓口にお持ちいただき、備え付けの「口座振替依頼書」を提出すれば手続完了です。(振替開始はお手続日から1ヶ月前後かかります。なお、その間は納付書でのご請求になることがありますので、あわせてご了承ください。)

振替日 毎月5日(5日に振替できなかったお客様のみ毎月20日に再振替)

※土日祝日等、金融機関が休みの場合は翌営業日の振替となります。

【お問い合わせ】お客様センター TEL:941-7804

トイレの水洗化は3年以内に!

上下水道局が公共下水道の供用(処理)開始を公示すると、汚水を処理すべき区域(処理区域)内の建築物所有者は下水道を使用する義務が生じます。

①くみ取便所の建築物所有者

台所、風呂場などから出る汚水を公共下水道に放流させるため、遅滞なく排水設備を設置し、また、くみ取便所は処理を開始すべき日として公示された日から3年以内に、水洗便所に改造しなければなりません。(下水道法第11条の3)

②浄化槽便所の建築物所有者

台所、風呂場等の汚水については、くみ取便所の場合と同様です。また、浄化槽も処理開始公示の日から3年以内に廃止して、汚水を直接公共下水道に放流させるようにしなければなりません。(那覇市下水道条例第24条第1項)

水洗化の改造工事に対する補助について!

①生活扶助世帯補助(持家)

生活扶助世帯のくみ取便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は工事の全額を補助します。

②障がい者世帯補助(持家)

重度の障がい者世帯のくみ取便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事費を25万円以内で補助します。

③低地帯建物の下水道接続補助(持家)

建物が道路より低い位置にあり、水中ポンプを使用しなければ下水道へ接続できない場合ポンプ設置工事費を3/5の額で30万円以内を補助します。

④低所得世帯補助(持家)

既存家屋(持家)のくみ取便所や、浄化槽を改造して、公共下水道に接続しようとする低所得世帯に対して、工事費用を補助します。

※①～④の補助は、いずれも予算の範囲内で交付するものであります。(新築は該当しません。)

【お問い合わせ】料金サービス課 排水設備係 TEL:941-7810